

菊川駅北 まちづくり News

vol. 7

発行：駅北まちづくり研究会
令和8年7月発行

駅北まちづくり 仮同意書を取得しました

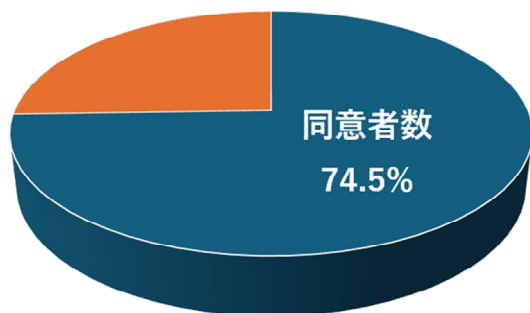
駅北まちづくり、土地区画整理事業の検討を進めるにあたり、地権者の皆様のご意向を把握するため、仮同意書のご提出をお願いいたしました。

現時点での集計結果は次のとおりです。

集計結果

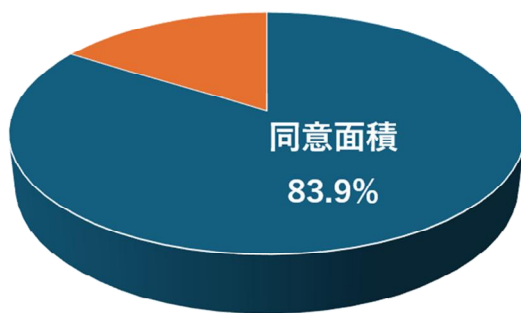
人数ベース

総組合員数	51人
同意者数	38人
同意率	74.5%



面積ベース

宅地面積	111,137.10㎡
同意面積	93,193.68㎡
同意率	83.9%



土地区画整理法に定める土地区画整理組合設立のためには、地権者の皆様の3分の2以上の同意（人数、面積とも）が必要です。

現時点において、同意率は法に定める基準を上回っておりますが、本事業の推進には、より多くの地権者の皆様のご理解ご協力が不可欠です。一人でも多くのご賛同をいただけるよう引き続き丁寧な説明と対応に努めてまいります。

これまでの全体説明会や勉強会に不参加、あるいは再度説明を受けたい地権者様へは個別に説明をさせていただきますので、事務局までご連絡ください。

問い合わせは
こちら



裏面も見てね！

準備組合設立までの流れ

これから駅北まちづくりを推進していくにあたり、検討機関である(仮称)菊川駅北土地
区画整理準備組合の設立が必要です。準備組合設立までの流れは次のとおりです。

■ 全体説明会の開催（準備が整い次第、改めて通知します）

① 仮同意書の取得状況、同意率の最終報告

仮同意書の取得状況と同意率の最終報告
駅北まちづくり推進に対する地権者の皆様の意向の共有

② 準備組合設立時に決定する事項の説明

準備組合を運営していくためのルールとなる【規約】の説明

③ 役員の募集についての説明

準備組合の執行機関である役員の役割は、業務代行予定者の選定方法や事業計画(案)の検討、要所での全体・個別説明会の実施 等

■ 役員の募集期間

■ 準備組合の設立総会

① 規約の決定

準備組合のルールである規約には、目的、準備組員、役員および会議などを規定

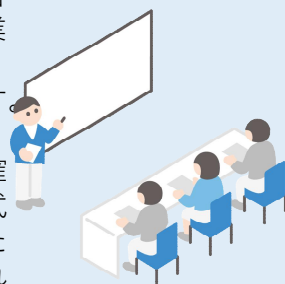
② 役員の選任

準備組合の執行機関の役割を担っていただく7人以上の役員候補を選任

準備組合とは？

準備組合は、地権者の皆様が組員となって土地区画整理事業の事業計画の検討や合意形成などを行う、法定の組合とは異なる任意組織です

今後、事業化の準備が整い次第、改めて地権者の皆様の同意状況を確認し、土地区画整理法に基づく正式な『土地区画整理組合』を設立した上で、本格的な事業を実施する流れとなります。



■ 準備組合の始動

菊川駅北まちづくり
の詳細はこちら



問合せ：[駅北開発推進係](#)

〒439-8650 菊川市堀之内61 菊川市 建設経済部 都市計画課 [駅北開発推進係](#)
TEL [0537-35-2813](tel:0537-35-2813) E-mail toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp